

令和2年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 11件	
1	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症から市民の生命等を保護するために緊急に行われる措置に係る防疫等業務手当について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業に従事したときは、防疫等業務手当を支給する。 1の手当の額は、1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円)とする。 <p>○施行期日等 公布の日から。1および2は、令和2年2月1日から適用する。</p>
2	秋田市市税条例等の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号):令和2年3月31日公布、一部を除き令和2年4月1日施行 ・地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号):令和2年4月30日公布、一部を除き令和3年1月1日施行	<p>○改正理由 地方税法の一部改正(令和2年法律第5号)等に伴い、所有者が不明な土地等に係る固定資産税の納税義務者等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人の市民税の非課税対象に、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親を加える。 所得控除にひとり親控除を加える。 探索を行ってもなお固定資産の所有者が不明である場合は、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができることとする。 葉巻たばこの課税標準は、紙巻たばこ

	<p>の本数に換算して課税することとし、換算方法を段階的に改める。</p> <p>5 当分の間、法人の市民税の納期限を延長する場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合が年6.8パーセントに満たない場合には、平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>6 指定行事の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権を放棄した場合は、寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の規定を適用する。</p> <p>7 次に掲げる条例について、延滞金の割合の特例に関する規定を整備する。</p> <p>(1) 秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例</p> <p>(2) 秋田市道路占用等に関する条例</p> <p>8 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。ただし、4は令和2年10月1日および令和3年10月1日から、1、2および5から7までは令和3年1月1日から、8は令和4年4月1日等から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>3 秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）：令和元年5月31日公布、一部を除き令和2年5月25日施行 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第50号）：令和2年5月11日公布、同月25日施行 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）：令和元年12月4日公布、一部を除き令和2年9月1日施行 	<p>○改正理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和元年法律第16号）等に伴い、通知カード再交付手数料を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 通知カード再交付手数料を削るとともに、規定を整備する。</p> <p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から。ただし、2は令和2年9月1日から</p>

<p>4 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が療養のため労務に服することができないときは、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、直近の3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額とする。 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないこととする。 4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合等において給与等の支払を受けることができる被保険者には、傷病手当金を支給しないこととする。 5 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が受けることができるはずであった給与等の支払を受けることができなかったときは、その分の傷病手当金を支給する。 6 5により支給した額は、当該被保険者の事業主から徴収することとする。 <p>○施行期日等 公布の日から。1から6までは、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。</p>
<p>5 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）：令和2年3月31日公布、一部を除き令和3年1月1日施行</p>	<p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、特別の事情がある場合において、定められた納期により難しいと認めら

	<p>れるときは、別に納期を定めることができることとする。</p> <p>2 低未利用土地等に係る長期譲渡所得について、国民健康保険税の課税の特例を適用することとする。</p> <p>3 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者に減免の規定を適用することとする。</p> <p>4 3の場合における国民健康保険税の減免の申請書の提出期限に係る特例について規定する。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。ただし、2は令和3年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>6 秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）：令和2年3月31日公布、一部を除き令和3年1月1日施行</p>	<p>○改正理由 本市が行う後期高齢者医療の事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の申請書の受付に関する事務を加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 本市が行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を加える。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。ただし、2は令和3年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>7 秋田市介護保険条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）：令和2年3月31日公布、一部を除き令和3年1月1日施行</p>	<p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p>

	<p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者に減免の規定を適用することとする。 2 1の場合における保険料の減免の申請書の提出期限に係る特例について規定する。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。ただし、3は令和3年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>8 秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）：平成30年6月13日公布、一部を除き令和3年6月1日施行 ・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第60号）：令和元年11月7日公布、令和2年6月1日施行 	<p>○改正理由</p> <p>食品衛生法の一部改正（平成30年法律第46号）等に伴い、公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に係る規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 衛生措置基準等が省令で定められたことに伴い、規定を削る。 2 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。ただし、2は令和3年6月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>9 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）：令和2年3月4日公布、令和2年4月1日施行 	<p>○改正理由</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第21号）に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>放課後児童支援員の資格要件に、中核市の長が行う研修を修了した者を含むこととする。</p> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>

10	<p>秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）：令和2年4月1日公布、公布の日施行</p>	<p>○改正理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和2年内閣府令第33号）に伴い、特定教育・保育施設等との連携に関する基準を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市長は、保育所等の利用調整に当たり、特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置等を講じているときは、連携施設を確保しないことができることとする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
11	<p>秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）：令和2年3月26日公布、令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第40号）に伴い、保育所等との連携に関する基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 市長は、保育所等の利用調整に当たり、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置等を講じているときは、連携施設を確保しないことができることとする。 2 居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容に、保護者の疾病等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合における保育を加える。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>「 単 行 案 」 13件</p>		
12	<p>秋田市文化創造館の指定管理者を指定する件</p>	<p>○文化創造館の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 NPO法人アーツセンターあきた ・指定の期間 令和3年3月21日～令和6年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

13	あきた芸術劇場の指定管理者を指定する件	<p>○あきた芸術劇場の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 あきた芸術劇場A A S 共同事業体 ・指定の期間 令和4年3月1日～令和9年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
14	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 20路線 延長1,602.8m ・認定後の市道路線延長 約2,022.4km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
15	秋田市立大住小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立大住小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市仁井田字西潟敷33番地 ・契約金額 297,000,000円 ・契約先 小南・栗野・田村建設工事共同企業体 ・工期 令和3年1月29日まで ・工事概要 特別教室棟 1階 RC造 854㎡ 屋内運動場 2階 S造 997㎡ 屋外階段 RC造 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
16	秋田市立外旭川中学校普通教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立外旭川中学校普通教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市外旭川字梶ノ目50番地 ・契約金額 202,400,000円 ・契約先 三菱マテリアル電子化成・千代田興業建設工事共同企業体 ・工期 令和3年3月19日まで ・工事概要 普通教室棟 RC造4階建て 1,877㎡ <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

17	次世代型学校 I C T環境整備（校内LAN工事等）業務委託契約を締結する件	<p>○次世代型学校 I C T環境整備（校内LAN工事等）業務委託契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行場所 <ul style="list-style-type: none"> 市立小学校 42校(分校1校を含む。) 市立中学校 24校(分校1校を含む。) 市立高等学校 2校 ・契約金額 556,850,690円 ・契約先 秋田市ギガスクール整備事業共同企業体 ・履行期間 令和3年3月23日まで ・業務概要 <ul style="list-style-type: none"> 校内ネットワーク構築整備 充電保管庫整備 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
18	排水ポンプ車を買い入れる件	<p>○排水ポンプ車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 発注者が指定する場所 ・契約金額 53,207,000円 ・契約先 株式会社秋田クボタ ・納期 令和3年3月19日まで ・排水性能 30m³/min ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 全長 8,000mm以下 全幅 2,300mm以下 乗車定員 2名以上 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
19	排水ポンプ車を買い入れる件	<p>○排水ポンプ車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 発注者が指定する場所 ・契約金額 99,572,000円 ・契約先 株式会社秋田クボタ ・納期 令和3年3月19日まで ・排水性能 60m³/min ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 全長 10,500mm以下 全幅 2,500mm以下 乗車定員 2名以上

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

20 凍結抑制剤散布車を買い入れる件

○凍結抑制剤散布車を買い入れようとするもの

・納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9
秋田市建設部道路維持課車庫

・契約金額 19,580,000円

・契約先 株式会社青工秋田支店

・納期 令和3年3月19日まで

・主要諸元

条 件 凍結抑制剤散布車
(3t級、4×4)

全 長 7,000mm以下

全 幅 2,500mm以下

乗車定員 2名以上

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

21 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車
を買い入れる件

○救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を
買い入れようとするもの

・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市消防本部

・契約金額 26,070,000円

・契約先 猿田興業株式会社

・納期 令和3年2月26日まで

・主要諸元

条 件 救助資機材搭載型消防ポン
プ自動車

全 長 5,000mm～5,150mm以内

全 幅 1,750mm～1,900mm以内

乗車定員 6名

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

22	小型動力ポンプ積載車を買い入れる件	<p>○小型動力ポンプ積載車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 19,745,000円 ・契約先 東北物産株式会社 ・納期 令和3年1月29日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 小型動力ポンプ積載車 数量 5台 全長 3,400mm以下 全幅 1,480mm以下 乗車定員 4名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
23	消防ポンプ自動車を買い入れる件	<p>○消防ポンプ自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 43,230,000円 ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 令和3年2月26日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 消防ポンプ自動車CD-I型 水槽付き 全長 6,200mm以下 全幅 2,000mm以下 乗車定員 5名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
24	救急自動車を買い入れる件	<p>○救急自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田南消防署雄和分署 ・契約金額 22,385,000円 ・契約先 秋田トヨタ自動車株式会社 ・納期 令和2年9月30日まで ・主要諸元

条 件 高規格救急自動車
 全 長 5,800mm以下
 全 幅 2,050mm以下
 乗車定員 7名

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

「 予 算 案 」 4 件

- 25 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
- 26 令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件
- 27 令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件
- 28 令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件

○資料別紙

「 追 加 提 案 」

「 人 事 案 」 21 件

- 29 秋田市農業委員会委員の任命について同意を求める件（19件）
- 47
- 48 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
- 49 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件

○農業委員会委員19名の任期満了（令和2年7月19日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの
 ・任期3年
 ※提出根拠法：農業委員会等に関する法律第8条第1項

○人権擁護委員木村清志氏の任期満了（令和2年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
 ・任期3年
 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

○人権擁護委員加賀谷ユウ子氏の任期満了（令和2年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
 ・任期3年
 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項